

情報公開条例に基づく公文書の開示等並びに個人情報保護法施行条例及び 議会の個人情報保護条例に基づく個人情報の開示等の令和 6 年度実施状況 について

山梨県市町村総合事務組合情報公開条例第 20 条並びに山梨県市町村総合事務組合個人情報保護法施行条例第 5 条及び山梨県市町村総合事務組合議会の個人情報保護条例第 51 条の規定に基づき、令和 6 年度の実施状況を次のとおり公表します。

- 1 情報公開条例に基づく各実施機関における公文書の開示等についての請求等はありません。
- 2 個人情報保護法施行条例に基づく各実施機関における個人情報の開示等についての請求等はありません。
- 3 議会の個人情報保護条例に基づく個人情報の開示等についての請求等はありません。